

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823
<http://satsu-engo.jp/>

第14号

2014年

援護基金をよろしく

皆様におかれましては、ご健勝のことと思ひます。

当援護基金は、2013年（平成25年）4月1日、「公益財団法人」として正式に発足いたしました。

理事には札幌弁護士会から、私の外、山下史生氏、橋場弘之氏、朝倉靖氏、弁護士会外の方々としては、北海道大学 松久三四彦教授、北海学園大学 向田直範教授、札幌学院大学 清水敏行教授、札幌大学 前原宏一教授にご就任いただいており、札幌弁護士会の三氏が常務に属する仕事を執行する常務理事を兼任しております。

ホームページも新たに開設しました。

ここ数年来、札幌弁護士会に入会登録をする弁護士の数は、大幅に増大してきておりますが、そうした新人弁護士への援護基金の紹介では、“手弁当ででもやらなければならない人権活動の支援”を担っていると述べてきております。

しかし、活動資金の殆んどが刑事贖罪寄付をはじめとしての寄付金をたよりとせざるを得ないことから、活動の支えとして、皆様の力添えを増え必要としております。寄付金についての非課税措置も明確となりました。

人権救済活動のための調査研究事業費の予算は、年間約500万円で推移してきておりますが、果たしてきた役割は決して小さいものではなかったと考えております。皆様にもともに認識いただけていることと思います。

新しく出発した公益財団法人札幌法律援護基金を、これからもどうぞよろしくご支援いただきますようお願い申し上げます。

2014年（平成26年）3月

理事長 渡辺 英一



成年被後見人選挙権回復訴訟報告

選挙権回復訴訟札幌弁護団事務局長 弁護士 高橋 智美

1. 成年被後見人選挙権回復訴訟は、成年被後見人になったことで、公職選挙法の規定に基づき選挙権を剥奪されたことを不服として、東京、埼玉、京都、札幌の4人の原告が、選挙権の回復を求めて、各地で違憲訴訟を起こしたものです。いずれの原告も、選挙権を剥奪されるまでは、熱心に選挙に通っていました。

札幌の原告の男性は、次回の国政選挙、地方選挙で選挙権を行使できることの確認と、立法不作為について国家賠償請求を求め、平成23年9月に札幌地裁に提訴しました。

札幌弁護団には、高齢者・障害者支援委員会の委員を中心に、総勢14名が参加しました。

2. 平成11年の法改正によりスタートした成年後見制度は、ノーマライゼーション、自己決定の尊重、残存能力の活用を理念としています。それにもかかわらず、選挙権の欠格条項は、禁治産者時代のまま、残されてしまったのです。

3. 私たち札幌弁護団は、憲法は選挙権につき能力による差別を許していないはずである、同程度の能力でも後見開始の審判を受けた者だけが選挙権を制約されるのは不合理である、財産管理のための事理弁識能力と投票に必要な判断能力は異質で無関係である、諸外国でも後見や精神障害・知的障害を理由とする選挙権制約を撤廃する動きが広まっている等の主張を行いました。選挙権の制約には、平成17年の最高裁判例、在外国民選挙権違憲判決同様、「やむを得ないと認められる事由」が必要であり、そのような事由はないと主張しました。

これに対し、国は、公務としての選挙権を行使する選挙人の資格をどのように定めるかは国会の裁量である、成年被後見人は選挙人団を構成して公務としての選挙権を行使することは期待し得ない等と主張していました。

4. 従前、憲法の教科書には合憲説ばかり載っており、孤立無援の厳しい戦いかと思われました。

全国弁護団では、訴訟と並行して、署名活動を行い、衆議院議員会館での院内集会や全国集会、憲法学者との勉強会の開催等の活動も精力的に行いました。札幌弁護団も、毎回、期日の度に、支援者や記者を集めて集会を開きました。

そうしたところ、徐々に追い風が吹いてきて、著名な憲法学者の先生方が意見書を書いてくださることになり、ついには、憲法の教科書に、おそらく初の違憲説が掲載されました。国側が合憲の根拠として古い学説を引用していた憲法学者まで、原告の主張を支持する意見書を作成されたのも印象的でした。

5. 札幌の原告については、唯一、本人尋問が実施され、また精神科医の意見書も提出しました。

6. 平成25年3月14日、東京地裁は、東京の原告につき、選挙権を認める違憲判決を出しました。

この判決に対し、国は控訴したものの、スピード改正に踏み切り、平成25年5月27日、公職選挙法改正法が成立し、全ての成年被後見人に選挙権が認められ、各地の原告は、平成25年7月の参議院議員選挙に投票できることになりました。

7. これを受けて、各地の原告は国と和解をし、札幌の原告についても、最大の目的を達成したと考え、選挙権の確認をし、国家賠償請求については取下げる和解が成立し、こうして、選挙権回復訴訟は終結しました。

東京地裁の判決は、違憲立法審査権を行使し、裁判所が裁判所としての役割を果たした、感動的なものでした。

また、立法的解決で、当初の想定以上の結果となりました。国政選挙のみならず地方選挙も、そして選挙権のみならず被選挙権も、一挙に成年被後見人に認められ、全面的に平等選挙が実現されました。今回の提訴は、選挙制度の歴史の中で大きな意義を有するものだと思います。

8. 本件に関しましては、札幌法律援護基金より調査研究費の助成をしていただき、ありがとうございました。



常務理事からひとこと

援護基金だより14号をお届け致します。

当援護基金は、2013年(平成25年)4月1日、「公益財団法人」として新たな船出をいたしましたが、同年9月26日付けで、北海道から「税額控除」適用法人としての証明も受けております。そのため、当基金へ寄付金につきましては、税制上の優遇措置を利用できるようになりましたことをお知らせいたします。

今後とも、当基金に対し、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

常務理事 朝倉 靖